

事 務 連 絡
令和 8 年 1 月 2 1 日

各都道府県税制担当課
各都道府県市町村担当課
各都道府県財政担当課
各都道府県議会事務局
各指定都市税制担当課
各指定都市財政担当課
各指定都市議会事務局

} 御中

総務省自治税務局 企 画 課
都道府県税課
市 町 村 税 課
固定資産税課

令和 8 年度地方税制改正・地方税務行政の運営に当たっての
留意事項等について

政府は、「令和 8 年度税制改正の大綱」について令和 7 年 1 2 月 2 6 日に閣議決定したところです。また、これに先立ち、「令和 8 年度税制改正大綱」（自由民主党・日本維新の会決定）が令和 7 年 1 2 月 1 9 日にとりまとめられたところです。

現在、「令和 8 年度税制改正の大綱」に沿って、地方税制に関する所要の法令案の作成を急いでいるところですが、さしあたり現段階における令和 8 年度地方税制改正の留意事項等について、別紙のとおりお知らせするとともに、今後の地方税務行政の運営に当たっての留意事項等についても併せてお知らせいたします。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村及び市区町村議会に対して、も速やかにその趣旨をご連絡いただくようお願い申し上げます。

(別紙)

第一 令和 8 年度地方税制改正

令和 8 年度税制改正においては、個人住民税について給与所得控除の見直しなどの措置を講ずるほか、道府県民税利子割に係る清算制度の導入やふるさと納税制度の見直し、軽油引取税の当分の間税率並びに自動車税及び軽自動車税の環境性能割の廃止などの税制上の措置を講ずることとしている。

1 令和 8 年度税制改正の主な改正予定事項及び関連する留意事項

(1) 個人住民税

① 給与所得控除及びひとり親控除の見直し等

個人住民税における給与所得控除及びひとり親控除の見直し等について、次の措置を講ずることとしていること。

ア 給与所得控除

(ア) 給与所得控除について、65万円の最低保障額を69万円に引き上げること。

(イ) 令和9年度分及び令和10年度分の個人住民税に係る給与所得控除の最低保障額について、(ア)に加え、5万円引き上げること。

イ 所得税における見直しに伴う所要の措置

(ア) 同一生計配偶者及び扶養親族の前年の合計所得金額要件を62万円以下(現行：58万円以下)に引き上げること。

(イ) ひとり親の生計を一にする子の前年の総所得金額等の合計額の要件を62万円以下(現行：58万円以下)に引き上げること。

(ウ) 勤労学生の前年の合計所得金額要件を89万円以下(現行：85万円以下)に引き上げること。

(エ) その他所要の措置を講ずることとしていること。

(注) 上記ア及びイの改正は、令和9年度分以後の個人住民税について適用することとしていること。

ウ ひとり親控除

(ア) ひとり親控除について、控除額を33万円(現行：30万円)に引き上げること。

(イ) 上記(ア)の見直しに伴い、所要の措置を講ずることとしていること。

(注) 上記の改正は、令和10年度分以後の個人住民税について適用することとしていること。

エ 従来、給付や負担の決定にあたって所得税及び個人住民税の所得・税額を参照してきた各種制度について、今後、所得税の基礎控除等が定期的に見直されていくことを踏まえ、見直し後の給付や負担の決定基準のあり方につい

ては、所管省庁において検討し、必要な対応を行うこととしていること。地方団体においては、当該制度の所管省庁における対応を踏まえ、社会保障制度等担当部局と連携して適切に対応いただきたいこと。また、各地方団体において独自に実施している制度においても、同様に、適切に対応いただきたいこと。

② ふるさと納税制度の見直し

個人住民税における都道府県又は市区町村（以下「都道府県等」という。）に対する寄附金に係る寄附金税額控除（以下「ふるさと納税」という。）について、次の見直しを行うこととしていること。

ア 特例控除額の控除限度額を、個人住民税所得割額の２割と次の金額とのいずれか低い金額（現行：個人住民税所得割額の２割）とすることとしていること。

道府県民税 ７７万２千円

（指定都市に住所を有する者の場合、３８万６千円）

市町村民税 １１５万８千円

（指定都市に住所を有する者の場合、１５４万４千円）

（注１）上記の改正は、令和１０年度分以後の個人住民税について適用することとしていること。

（注２）上記の改正は、特例控除額の控除限度額についての改正であり、基本控除額（寄附金額の１０％相当）の控除限度額を設けるものではないこと。

イ 税制上の控除を利用して集められたふるさと納税は、まさに公金であり、地方団体において、住民サービスの充実や地域振興のために活用されるべきことは言うまでもなく、このため、地方団体の区域外に流出するポータルサイト事業者など外部の事業者に支払う手数料等については、できる限り縮減していく必要があることから、総務大臣が都道府県等をふるさと納税の対象として指定する際の基準として、次の基準その他都道府県等による寄附金の使途に係る基準を加えることとしていること。

（ア） 都道府県等が指定対象期間において受領する寄附金の合計額から当該指定対象期間における募集に要する費用を控除して得た額（以下「寄附金活用可能額」（仮称）という。）が当該寄附金の合計額の１００分の６０に相当する金額以上であること。

（イ） 寄附金活用可能額の使途に関する事項について、公表すること。

ウ 上記イの改正は、令和８年１０月１日以後に効力を生ずる指定について適用することとしていること。ただし、上記イ（ア）の割合について、次のとおり所要の経過措置を講ずることとしていること。

指定対象期間	イ（ア）の割合
令和８年１０月１日から令和９年９月３０日 までの指定対象期間	１００分の５２．５
令和９年１０月１日から令和１０年９月３０日	１００分の５５

までの指定対象期間	
令和10年10月1日から令和11年9月30日	100分の57.5
までの指定対象期間	

エ 総務大臣は、指定の取消しを受けた都道府県等について、3年以内の期間（現行：2年間）を定めて指定を行わない旨の決定をしなければならないこととしていること。

（注）上記の改正は、都道府県等による令和8年4月1日以後の基準違反等に係る指定の取消しについて適用することとしていること。

オ 総務大臣は、ふるさと納税の対象として指定をした都道府県等が、指定対象期間の初日前4年以内（現行：前1年以内）に基準に違反していたと認める場合等には、指定を取り消すことができることとしていること。

（注）上記の改正は、都道府県等による令和7年10月1日以後の基準違反等について適用することとしていること。

カ その他所要の措置を講ずることとしていること。

③ 住宅ローン控除の延長等に伴う措置

令和8年分以後の所得税において住宅借入金等特別税額控除（以下「住宅ローン控除」という。）の適用がある者（住宅の取得等をして令和8年から令和12年までの間に居住の用に供した者に限る。）のうち、当該年分の住宅ローン控除の控除可能額から当該年分の所得税額（住宅ローン控除の適用がないものとした場合の所得税額とする。）を控除した残額があるものについては、翌年度分の個人住民税において、当該残額に相当する額を当該年分の所得税の課税総所得金額等の額に100分の5を乗じて得た額（最高9.75万円）の控除限度額の範囲内で減額することとしていること。

この措置による令和9年度以降の個人住民税の減収額は、全額国費で補填することとしていること。

④ 所得税の基礎控除の額の引上げに伴う個人住民税における所要の措置

ア 住宅の取得等をして令和7年12月31日までに居住の用に供した場合の住宅借入金等に係る個人住民税における住宅ローン控除の控除限度額及びふるさと納税に係る特例控除額について、所得税の基礎控除の額の引上げに伴い、所要の措置を講ずることとしていること。

イ また、個人住民税における住宅ローン控除の控除限度額に係る措置による個人住民税の減収額は、全額国費で補填することとしていること。

（注）上記の改正は、令和8年度分の個人住民税から適用することとしており、地方団体においては、上記改正を反映した賦課及び徴収が行えるよう、必要なシステム改修等遺漏なく対応いただきたいこと。

⑤ 個人住民税における公的年金等受給者の扶養親族等申告書に係る所要の措置

ア 公的年金等受給者の扶養親族等申告書について、所得税における扶養親族等申告書の提出義務がない公的年金等受給者のうち、一定の者は申告することとする等の措置を講ずることとしていること。

(注) 上記の改正は、令和9年1月1日以後に支払われる公的年金等について適用することとしていること。

イ 令和8年1月1日以後に支払われる公的年金等においては、源泉徴収を要しないとされている者（例えば、65歳以上の公的年金等受給者であれば、公的年金等の額が205万円以下）について、改正前のおりの運用のため、公的年金等受給者の扶養親族等申告書に基づく情報が公的年金等支払報告書に記載されていない場合があり得る。そのため、令和7年以前の扶養親族等の状況も踏まえ、必要に応じて個人住民税申告の必要について個別に勧奨する等、適宜対応いただきたいこと。

なお、改正後の令和9年1月1日以後に支払われる公的年金等についても、実務上、公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出漏れが生ずる懸念もあることから、適宜対応いただきたいこと。

⑥ 道府県民税利子割に係る清算制度の導入

道府県民税利子割について、清算制度を導入することとし、次の措置を講ずることとしていること。

ア 都道府県は、当該都道府県に納入された利子割額から徴収取扱費に相当する額を控除した額を、各都道府県ごとの清算基準額に応じて按分し、当該按分した額のうち他の都道府県に係る額を他の都道府県に対し、それぞれ支払うものとする事としていること。

イ アにより他の都道府県に支払うべき金額と他の都道府県から支払を受けるべき金額は、関係都道府県間で、それぞれ相殺することとしていること。

ウ 清算基準額は、各都道府県ごとに、当該都道府県内に住所を有する個人に係る所得の金額に相当する金額として算定した額で当該年度の初日の属する年の前年前3年内の各年に係るものを平均した額とするものとしていること。なお、個人に係る所得の金額に相当する金額とは、総務省において実施している各年度の「市町村税課税状況等の調」における額を用いることとしていること。

エ その他所要の措置を講ずることとしていること。

オ 道府県民税利子割に係る清算制度については、地方団体の事務負担を踏まえ、清算回数については年1回とし、清算時期については毎年度下半期とする方向で検討していること。また、清算に係る事務については、地方税共同機構においても必要な支援を行う方向で検討していること。なお、これらの清算制度に係る詳細な事務については、別途通知する予定であること。

カ 上記の改正に伴い、清算後の利子割税収が市町村へ交付されることとなるが、清算回数が年1回となることに伴い、併せて現行の利子割交付金の交付回数についても年1回とし、交付時期についても改正する方向で検討していること。

キ 道府県民税利子割に係る清算制度の導入により、地方自治法施行規則における歳入・歳出予算の款項目の区分について、「地方消費税清算金」と同様

の予算科目を追加する必要があることから、令和7年度末までに必要な地方自治法施行規則の改正を行う予定であり、地方団体においては、財務会計システムの改修等が発生する場合には必要な対応を行う必要があること。

(注) 上記の改正は、令和8年度分以後の道府県民税利子割について適用することとしていること。

⑦ 個人住民税における配当課税に係る所要の措置

納税義務者が自己の同族会社である法人との合計で株式等の保有割合が3%以上となる内国法人から支払を受ける上場株式等の配当等について、引き続き総合課税の対象とした上で、道府県民税配当割の対象とする等の所要の措置を講ずることとしていること。

(注) 上記の改正は、令和8年4月1日から施行することとしていること。

⑧ 個人住民税における退職所得の特別徴収票に係る所要の措置

個人住民税における退職所得の特別徴収票について、e L T A Xによる簡便な提出方法が整備されるまでの間、市町村長への提出を省略可能とする措置を講ずることとしていること。

(注) 上記の改正は、令和8年1月1日以後に支払うべき退職所得の特別徴収票について適用することとしており、既に地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和7年総務省令第116号）が令和7年12月26日に公布されたところであること。

(2) 法人住民税・法人事業税

① 今般、法人税において、大胆な設備投資の促進に向けた税制措置の創設、研究開発税制の拡充及び見直し、賃上げ促進税制の見直し等が行われることを踏まえ、法人住民税及び法人事業税において国税に準ずる措置を講ずることとしていること。

② 電気供給業を行う法人の事業税の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、一般送配電事業者が広域系統整備計画に定める電気工作物（以下「地域間連系線」という。）の整備又は更新の実施を行う一般送配電事業者又は送電事業者に地域間連系線の整備等に必要な費用として支払うべき金額に相当する収入金額を追加する課税標準の特例措置を3年間に限り講ずることとしていること。

(3) 固定資産税等

① 固定資産税等の特例措置のうち拡充等の主なものは次のとおりであり、このほか令和7年度末で適用期限を迎えるものについて延長等の所要の措置を講ずることとしていること。

ア 新築住宅に係る固定資産税の税額の減額措置等のうち、床面積要件については40㎡以上240㎡以下（現行：50㎡以上280㎡以下）とするとともに、立地要件については災害危険区域等内において新築（従前住宅（所有

者、当該所有者の配偶者又は当該所有者の２親等以内の親族が５年以上居住の用に供し、又は供していた住宅に限る。）の建替えによる住宅の新築を除く。）された住宅及び市街化調整区域内にある土砂災害警戒区域等内において新築（従前住宅の建替えによる住宅の新築及び「都市計画法」（昭和４３年法律第１００号）上開発許可が不要な一定の住宅の新築を除く。）された住宅を本特例の適用対象外とする等の見直しを行った上、適用期限を５年延長することとしていること。

（注１）東京都の特別区の区域内の「都市再生特別措置法」（平成１４年法律第２２号）に規定する特定都市再生緊急整備地域については、床面積要件を５０㎡以上２４０㎡以下とする。

（注２）立地要件に係る改正は、令和１１年４月１日以後に新築された住宅に係る固定資産税について適用することとしていること。

イ バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂に係る固定資産税及び都市計画税の税額の減額措置について、対象資産を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成１８年法律第９１号）に規定する特別特定建築物に該当する家屋のうち、政府の補助を受けて同法に基づく建築物移動等円滑化基準又は建築物移動等円滑化誘導基準に適合する改修工事を行った一定のものとするとともに、固定資産税額及び都市計画税額の３分の１を参酌して６分の１以上２分の１以下の範囲内において市町村の条例で定める割合に相当する金額を減額することとする見直しを行った上、適用期限を３年延長することとしていること。

本特例措置については地域決定型地方税制特例措置（いわゆる「わがまち特例」）を導入することとしたものであり、本特例措置の対象に係る固定資産税及び都市計画税の賦課徴収のためには、参酌基準による場合も含め、特例率を定める条例を制定する必要があること。

ウ 「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」（平成２３年法律第１０８号）に規定する再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置のうち、太陽光発電設備及び風力発電設備については、ペロブスカイト太陽電池を使用した一定の設備並びに「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」（平成３０年法律第８９号）に規定する認定公募占用計画に従って取得した設備、「港湾法」（昭和２５年法律第２１８号）の規定による許可を受けて設置された設備及び「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成１０年法律第１１７号）に規定する認定地域脱炭素化促進事業計画又は「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」（平成２５年法律第８１号）に基づく認定設備整備計画に従って取得した設備に係る特例率の拡充を図るとともに、適用対象をこれらの設備に限定する等の見直しを行った上、適用期限を３年延長することとしていること。

エ 「物資の流通の効率化に関する法律」（平成１７年法律第８５号）の改正

を前提に、同法の認定を受けた事業者が、総合効率化計画に基づき取得した一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、対象資産を同法に規定する認定貨物自動車中継輸送実施計画（仮称）に基づき取得した一定の施設等とする等の見直しを行った上、適用期限を2年延長することとしていること。

オ 令和6年能登半島地震による被災住宅用地等に係る令和8年度分及び令和9年度分の固定資産税及び都市計画税については、被災住宅用地等に係る特例措置を引き続き適用できるよう所要の措置を講ずることとしていること。

- ② 固定資産税について、家屋に係る免税点を30万円（現行：20万円）に、償却資産に係る免税点を180万円（現行：150万円）にそれぞれ引き上げることとしていること。

（注）上記の改正は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用することとしていること。

（4）不動産取得税

- ① 住宅及びその土地に係る不動産取得税の課税標準等の特例措置等のうち、床面積要件の下限については40㎡以上（現行：50㎡以上）とするとともに、立地要件については災害危険区域等内において新築（従前住宅（所有者、当該所有者の配偶者又は当該所有者の2親等以内の親族が5年以上居住の用に供し、又は供していた住宅に限る。）の建替えによる住宅の新築を除く。）された住宅及び市街化調整区域内にある土砂災害警戒区域等内において新築（従前住宅の建替えによる住宅の新築及び都市計画法上開発許可が不要な一定の住宅の新築を除く。）された住宅並びにその土地を本特例の適用対象外とする等の見直しを行った上、適用期限を5年延長することとしていること。

（注1）東京都の特別区の区域内の都市再生特別措置法に規定する特定都市再生緊急整備地域については、床面積要件の下限を50㎡以上とする。

（注2）立地要件に係る改正は、令和11年4月1日以後に取得された住宅及びその土地に係る不動産取得税について適用することとしていること。

- ② 重点的に医師の確保を図る必要がある区域のうち一定の区域内で承継又は開設する一定の要件を満たす診療所の用に供する一定の不動産に係る不動産取得税について、課税標準を当該不動産の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する特例措置を創設することとしていること。
- ③ 不動産取得税について、土地に係る免税点を16万円（現行：10万円）に、家屋に係る免税点のうち建築に係るものについては1戸につき66万円（現行：23万円）に、その他のものについては1戸につき34万円（現行：12万円）にそれぞれ引き上げることとしていること。

(5) 車体課税

① 環境性能割の廃止

令和８年度与党税制改正大綱において、自動車税及び軽自動車税の環境性能割については、米国関税措置がわが国の自動車産業に及ぼす影響を緩和し、国内自動車市場の活性化を速やかに図るとともに、自動車ユーザーの取得時における負担を軽減、簡素化するため、令和８年３月３１日をもって廃止し、地方税の減収分については、安定財源を確保するための具体的な方策を検討し、それまでの間、国の責任で手当することとされたこと。

ア 国費による補填について

環境性能割の廃止に伴う地方税の減収分については、安定財源を確保するための具体的な方策を検討し、それまでの間、国の責任で手当する旨を令和８年度地方税法改正法案において規定することとしていること。

なお、当該減収分について、令和８年度においては地方特例交付金によって全額を補填することとしていること。

イ 経過措置等について

令和８年３月３１日までの自動車の取得に対して課する自動車税環境性能割及び同日までの軽自動車の取得に対して課する軽自動車税環境性能割については、なお従前の例によるなど、所要の措置を講ずることとしていること。

(ア) 自動車税環境性能割交付金の取扱いについては、経過措置を置く予定であり、今後、別途周知する予定であること。

(イ) 軽自動車税環境性能割については、令和８年２～３月分に取得された車両に係る税収が令和８年度に都道府県から市町村に払い込まれるため、令和８年度において４６億円の税収が見込まれること。

(ウ) 軽自動車税環境性能割に係る令和７年度における徴収取扱費等については令和８年度において市町村から都道府県に対して交付することとなること。

ウ 種別割の名称変更について

環境性能割の廃止に伴い、現行の自動車税種別割を自動車税とし、現行の軽自動車税種別割を軽自動車税とするなど、所要の措置を講ずることとしていること。

(ア) この際、省令様式については、システム改修に要する期間等を考慮して、やむを得ない事情がある場合においては、改正前の様式によることも可とする経過措置を講ずる予定であること。

(イ) 「地方自治法施行規則」（昭和２２年内務省令第２９号）における歳入・歳出予算の款項目の区分について、都道府県については環境性能割の区分を削除し、種別割の名称を自動車税と改め、市町村については環境性能割の区分を削除し、種別割の名称を軽自動車税と改める必要があることから、令和７年度末までに必要な地方自治法施行規則の改正を行

う予定であり、地方団体においては、財務会計システムの改修等が発生する場合には必要な対応を行う必要があること。

② グリーン化特例の延長

自動車税及び軽自動車税のグリーン化特例（軽課）及び自動車税におけるグリーン化特例（重課）については、現行の措置を2年延長することとしていること。

(6) 軽油引取税

① 租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第81号）の附則第5条に基づき、軽油引取税の当分の間税率を令和8年4月1日に廃止することとしていること。

② 軽油引取税の当分の間税率廃止に係る地方の安定財源の確保については、令和7年11月5日の与野党6党合意を踏まえ、令和8年度与党税制改正大綱において、租税特別措置の見直し等による地方増収分を活用するほか、具体的な方策を引き続き検討し、令和9年度税制改正において結論を得ること。また、安定財源確保が完成するまでの間、地方の財政運営に支障が生じないように、地方財政措置において適切に対応することとしていること。

なお、当該減収分について、令和8年度においては地方特例交付金によって全額を補填することとしていること。

③ 運輸事業振興助成交付金及び特別徴収義務者交付金に係る経費については、令和8年度地方財政対策において現行と同等の地方交付税措置を講ずることとしており、それらの取扱いについては、令和7年12月26日付けで発出した事務連絡に留意し、適切に対応いただきたいこと。

(7) 納税環境整備

① ダイレクト納付の利便性の向上

e L T A Xにより行われる申告等と併せてダイレクト納付の手続を可能とする機能を追加するとともに、当該手続が法定納期限当日に行われた場合（その税額が1億円以下である場合に限る。）において、法定納期限の翌取引日にその納付又は納入がされたときは、法定納期限当日に納付又は納入があったものとみなして、延滞金に関する規定を適用することとしていること。

（注）上記の改正は、令和10年4月1日以後に行うダイレクト納付の手続について適用することとしていること。

② 大規模災害時における森林環境税の免除手続に係る所要の措置

森林環境税の免除について、納税義務者が特定非常災害の指定を受けた災害により、災害に係る免除要件のいずれかに該当することが明らかであるときは、納税義務者からの免除に係る申請書の提出がなくても、市町村長が職権で免除することを可能とすることとしていること。

(注) 上記の改正は、令和 8 年 4 月 1 日から施行することとしていること。

③ 地方税犯則調査手続等の見直し

国税犯則調査手続等の見直しに伴い、地方税犯則調査手続等について、次のとおり見直しを行うこととしていること。

ア 電磁的記録提供命令（犯則事件を調査するため必要があるとき、裁判官があらかじめ発する許可状により、当該徴税吏員が電磁的記録を保管する者又は電磁的記録を利用する権限を有する者に対して、電気通信回線を通じて電磁的記録をその命令をする者の管理に係る記録媒体に記録させ又は移転させる方法等により必要な電磁的記録を提供することを命ずる命令をいう。以下同じ。）をすることができることとするなど、電磁的記録に係る証拠収集手続の整備を図ること。

イ 許可状について、書面によるほか、電磁的記録によることができることとするとともに、許可状が電磁的記録による場合には、裁判官により記名押印に代わる措置がとられたものでなければならないこととするなど、許可状等の電子化に係る所要の整備を図ること。

ウ 犯則事件の告発について、書面により又は一定の電磁的方法により行うこととするなど、検察官への引継手続の整備を図ること。

エ その他所要の措置を講ずること。

(注 1) 上記の改正は、令和 9 年 10 月 1 日から施行するとともに、所要の経過措置を講ずることとしていること。

(注 2) 電磁的記録提供命令により電磁的記録を提供させ、又は電磁的記録に係る記録媒体の領置若しくは差押えをするに当たっては、デジタル社会において個人情報の保護がより重要となっていることに鑑み、できる限り犯則事件等と関連性を有しない個人情報を取得することとならないよう、特に留意しなければならないこととしていること。

2 今後の検討事項等

与党税制改正大綱においては、地方税制と関連する来年度以降の税制改正における主な検討事項等について、次のとおり記載されているので、ご留意いただきたい。

(1) 非課税限度額や基礎控除等についての必要な対応の検討

個人住民税については、「地域社会の会費」的な性格を踏まえ、所得税の諸控除の見直しのほか、地方税財源への影響や税務手続の簡素化の観点等を総合的に勘案し、地方公共団体の意見を踏まえつつ、その非課税限度額や基礎控除等について必要な対応を検討する。

(2) 高校生年代の扶養控除等の見直し

個人所得課税においては、わが国の経済社会の構造変化を踏まえ、引き続き、格差の是正及び所得再分配機能の適切な発揮、働き方に対する中立性の確保、子育て世帯の負担への配慮といった観点から、児童手当制度や高校無償化、奨学金制度等の歳出面を含めた政策全体での対応も勘案しつつ、人的控除をはじめとする各種控除のあり方について検討を行う。

その際、令和6年度税制改正以降、検討課題となっている高校生年代の扶養控除の令和9年分の所得税及び令和10年度分の個人住民税における取扱いについては現行制度を維持する。その上で、児童手当の支給対象の高校生年代までの拡充や高校無償化の所得制限の撤廃等の歳出面での対応や、本扶養控除の見直しの方向性を踏まえた住宅ローン控除や生命保険料控除の先行的な拡充も念頭に、引き続き検討を進め、結論を得る。

(3) 都市・地方の持続可能な発展のための地方税体系の構築

地方の活力は、すなわち日本の活力である。地方の伸びしろを活かし、地方の暮らしの安定と活力向上を図るためにも、地方公共団体が、地域の実情に応じたきめ細かな行政サービスを安定的に提供していくことが重要である。

近年、地方税収が増加する中で、令和6年度・7年度の東京都の財源超過額が2年連続で過去最高となるなど、都市・地方の財政力格差が拡大している。こうした状況を背景に、行政サービスの地域間格差も拡大しており、東京都と隣接する地方公共団体等からは「地域間格差が看過し得ない水準にまで拡大」との声が上がっている。

財政力格差や行政サービスの地域間格差は主に地方税源の偏在によって生じている。地方法人課税においては、大法人の本店の東京都への集中が続いていることに加え、東京都のみに納税する法人が増加し、特に資本金50億円以上の大法人においてその割合が高まるなど、税源が東京都に集中する状況が続いている。また、東京都が課税する特別区の土地に係る固定資産

税についても、人口、企業等の集積や都市開発の進展等に伴う近年の大幅な地価上昇によって、全国に占める税収シェアが拡大の一途をたどっている。

こうした経済社会構造の変化は、企業行動を最適化した結果から生じる構造的な問題であり、今後も進行していくと考えられ、行政サービスの地域間格差の拡大はこの進行を更に推し進めることとなる。

一方で、都市の維持・発展には、地方が担う食料生産やエネルギー供給等の機能が不可欠であり、とりわけ人材の供給という面でみれば、地方で育った若年層の東京都への転出超過は年間約 10 万人に達しており、これらの人材が都市の活力を支えている。東京都も含めたわが国全体が将来にわたり持続可能な形で発展していくためには、地方の活力の維持・向上が不可欠であり、都市も地方もお互いに支え合うという基本的考えに立ち、今こそ偏在性の小さい地方税体系の構築に向けた具体的な取組みを講ずる必要がある。

こうした観点から、特に偏在度の高い地方法人課税における税源の偏在を是正する追加的な措置として、新たに法人事業税資本割を特別法人事業税・譲与税の対象とするとともに、所得割・収入割に係る特別法人事業税・譲与税の割合を高めるなどの措置を検討し、令和 9 年度税制改正において結論を得る。

加えて、東京都が課税する特別区の土地に係る固定資産税について、著しく税収が偏在している状況に鑑み、その課税の仕組みや、東京都と特別区の事務配分の特例、都区財政調整制度といった東京都特有の制度への影響等を踏まえつつ、必要な措置を検討し、令和 9 年度以降の税制改正において結論を得る。

(4) 屋外分煙施設等の整備の促進

望まない受動喫煙対策の推進や今後の地方たばこ税の継続的かつ安定的な確保の観点から、駅前・商店街・公園等の場所における屋外分煙施設等の整備について、地方公共団体がその重要性を認識し、地方たばこ税の活用を含め、民間事業者への助成制度の創設その他の必要な予算措置を講ずるなど積極的に取り組むよう、各地方公共団体の整備方針や実施状況等の把握を行いつつ、より一層促すこととする。

(5) 納税証明書等のデジタル化

更なる税務手続のデジタル化に向け、地方税関係通知のうち納税証明書等の各種証明書について、e L T A X（地方税のオンライン手続のためのシステム）及びマイナポータルの更改・改修スケジュール等を考慮しつつ、電子的に送付する仕組みの導入に向けた取組みを進める。

(6) 自動車税及び軽自動車税のあり方

令和 10 年度以後における自動車税及び軽自動車税のあり方については、その課税趣旨を踏まえつつ、自動車の重量及び環境性能に応じた公平・中立・簡素な税負担の仕組み等について検討し、令和 9 年度税制改正において結論を得る。その際、以下の点に留意するものとする。

- ① 地方公共団体における社会インフラの更新・老朽化対策や防災・減災事業等に係る財源の将来に向けた安定的な確保
- ② 「2050 年カーボンニュートラル」目標や 2035 年までに乗用車の新車販売に占める電動車の割合を 100%とすることを目指す政府目標など、脱炭素化等の環境対策に向けた取組みに対する積極的な貢献
- ③ 乗用車における多様な動力源（パワートレイン）の特性・普及状況等を踏まえた公平性の確保
- ④ 現行の自動車税及び軽自動車税におけるバス・トラック等や営業用自動車に対する課税のあり方との整合性
- ⑤ 自動車税及び軽自動車税を負担する自動車ユーザーの理解の増進
- ⑥ 課税庁である地方公共団体や関係機関の課税実務等への影響

総排気量の値を有しない電気自動車（燃料電池自動車を含む。以下（3）において同じ。）の乗用車については、課税趣旨を踏まえた公平性の確保等の観点から、最低税率を一律に適用する現行の自動車税の取扱いを見直し、令和 10 年度以後に新車新規登録を受けた電気自動車の乗用車に対しては、車両重量に応じた課税方式を導入する。電気自動車の乗用車に対する具体的な税率等は、上記の自動車税及び軽自動車税のあり方の検討と併せて令和 9 年度税制改正において結論を得る。その際、当該税率の平均的な水準については、電気自動車が、相対的に高い財産的価値や道路損傷性を有する一方で、脱炭素化に向けた取組みに積極的に貢献する観点からは更なる普及が求められていること等を踏まえ、電気自動車以外の自動車における現行の平均税率と同水準とすることを基本とする。

(7) 揮発油税等の当分の間税率廃止及びいわゆる教育無償化に係る財源確保

揮発油税、地方揮発油税及び軽油引取税の当分の間税率廃止（以下、「当分の間税率廃止」という。）については、令和 7 年 11 月 5 日の与野党 6 党合意に示された方針の下、安定財源を確保する必要がある。

また、いわゆる教育無償化については、自由民主党・公明党・日本維新の会の実務者がとりまとめた「三党合意に基づく令和 8 年度以降の高校教育等の振興方策について」（同年 10 月 29 日。以下、「高校教育等の振興方策」という。）及び「学校給食費の抜本的な負担軽減（いわゆる給食無償化）について」（同年 12 月 18 日）において安定財源確保の方針を示すとともに、上記の合意を踏まえた令和 7 年末までに結論を得ると決定された所要

額に係る安定財源の確保については、同年 10 月 31 日に与党として、当分の間税率廃止と合わせて検討を行う旨を確認している。

その上で、令和 8 年度税制改正では、政策効果等を踏まえた租税特別措置の適正化、税負担の公平性の確保の観点から、

- ① 賃上げ促進税制の見直し
- ② 極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置の見直し
- ③ 教育資金一括贈与に係る贈与税非課税措置の廃止

等を行うこととしており、これらを通じて確保された税収（注 1）を当分の間税率廃止及びいわゆる教育無償化に係る安定財源として充てるものとする（注 2）。

（注 1）①に伴う地方法人税等の税収や、②の現行制度の税収を含む。

（注 2）③は高校教育等の振興方策の財源に充てる。

この結果、令和 8 年度税制改正により約 1.2 兆円（平年度ベース）の財源が確保されることとなる。

これに加え歳出改革等の努力による財源捻出によってもなお不足する財源については、与野党 6 党合意等を踏まえ、道路関連インフラ保全の重要性、物価動向等や CO2 削減目標との関係にも留意しつつ、安定財源を確保するための具体的な方策を引き続き検討し、令和 9 年度税制改正において結論を得る。

地方の安定財源については、上記の税制措置による地方増収分を活用するほか、具体的な方策を引き続き検討し、令和 9 年度税制改正において結論を得る。

安定財源を確保するまでの間も、安易に国債発行に頼らず、つなぎとして、税外収入等の一時財源を確保して対応するとともに、地方の財政運営に支障が生じないように、地方財政措置において適切に対応する。

3 改正増減収、令和8年度の地方税収入見込額等

- (1) 令和8年度の地方税制改正に伴う令和8年度の地方税の影響額として6,266億円の減収を見込んでおり、そのうち、地方税制改正によるものを6,233億円の減収、国の税制改正の影響に伴うものを33億円の減収と見込んでいる。

なお、この他に、国の税制改正に伴う特別法人事業譲与税の影響額として6億円の減収を見込んでいる。

- (2) 令和8年度の地方税収入見込額については、税制改正後において、前年度当初見込額に比し23,692億円、5.2%増の47兆8,185億円（道府県税にあっては5.8%の増、市町村税にあっては4.7%の増）になるものと見込まれる。主要税目では、道府県民税のうち所得割4.6%の増、法人税割14.2%の増、法人事業税8.9%の増、地方消費税12.8%の増、市町村民税のうち所得割4.6%の増、法人税割15.3%の増、固定資産税（交付金を除く。）4.2%の増となる見込みである。この地方税収入見込額は、地方団体全体の見込額であるので、地域における経済の実勢等に差異があること等を踏まえ、適正な収入の見積りを行う必要がある。

なお、令和8年度の地方消費税収の見積りに当たっては、令和8年1月末日及び令和9年1月末日が土日であるため、1月末日までに国に納付されるべき地方消費税の納期限が延長され、その一部は2月に納付されることとなるが、2月に納付された地方消費税の国から都道府県への払い込みは4月となる結果、令和7年度及び8年度の地方消費税収の一部がそれぞれ翌年度に繰り越されることに伴う増減収の影響があることにご留意いただきたい。

- (3) 地方譲与税の収入見込額は、3兆1,932億円（前年度比2,271億円、7.7%増）である。その内訳は、地方揮発油譲与税1,780億円（同347億円、16.3%減）、石油ガス譲与税40億円（前年度同額）、自動車重量譲与税3,172億円（同95億円、3.1%増）、航空機燃料譲与税145億円（前年度同額）、特別とん譲与税113億円（前年度同額）、森林環境譲与税666億円（同23億円、3.3%減）及び特別法人事業譲与税2兆6,016億円（同2,546億円、10.8%増）となっている。

第二 その他

上記のほか、次の事項にご留意いただきたい。

個別税目に係る事項

(1) ふるさと納税

① ふるさと納税制度の趣旨に沿った取組の推進

ふるさと納税は、ふるさとやお世話になった地方団体への感謝や応援の気持ちを伝え、税の使い道を自らの意思で決めることを可能とするために創設された制度であり、制度を通じて受け入れた寄附金については、地方団体を応援したいという寄附者の思いに応えるためにも、寄附金の募集に要する費用を抑えつつ、できる限り地方団体における住民サービスの充実や地域振興のために活用されることが重要であること。

この観点から、第一１（１）②で示しているとおり、令和８年度税制改正において、寄附金活用可能額（仮称）の割合等に関する基準を設け、その割合について段階的に引き上げていくこととしていることから、各地方団体においては、ふるさと納税の趣旨に沿って寄附金を有効に活用できるようポータルサイト事業者など外部の事業者を支払う手数料等を見直すなど、適切に対応いただきたいこと。なお、本改正の詳細については、今後、示す予定であること。

また、寄附金の使い道や目標金額をあらかじめ明示して募集するクラウドファンディング型のふるさと納税についても積極的に取り組むことが望ましいこと。

ふるさと納税指定制度下においては、地方団体は指定を受けている期間を通じて、常に地方税法第３７条の２第２項各号及び第３１４条の７第２項各号に掲げる基準（以下「指定基準」という。）に適合する必要があること。

また、指定基準の遵守は地方団体の責務であり、返礼品等の調達を含む寄附の募集に係る事務を外部の事業者に委託している場合において、当該外部の事業者の事務に起因して、地方団体が指定基準に適合しなくなった場合であっても、当該地方団体は指定取消しの対象となり得るものであること。

特に、令和７年において６団体の指定取消しが発生したことを踏まえ、基準適合性については、厳格な確認を行っていただくとともに、担当職員のみならず、都道府県知事・市区町村長を含む高いレベルで認識を共有し、各指定基準の遵守の徹底を行っていただきたいこと。また、基準適合性に疑義が生じる場合には、疑義が生じた返礼品等の提供を停止するなど適切な対応を講じた上で、速やかに総務省に照会を行っていただきたいこと。

なお、指定基準については、ふるさと納税制度の適正な運用を確保する観点から、令和８年度においても制度の見直しに向けた検討を行っていく予定であること。

② 令和7年6月の指定基準の見直しに係る対応

令和7年6月の指定基準の見直しにより、令和8年指定対象期間（令和8年10月1日から令和9年9月30日までの期間をいう。以下同じ。）以降の指定対象期間において、次のとおり対応が必要となることから、各地方団体において、必要な準備を進める必要があること。

ア 募集費用の透明化を促進するため、毎年度の募集費用の支払のうち1支払先あたり100万円以上のものについて、その支払先、支払額及び支払目的を「平成31年総務省告示第179号（特例控除対象寄附金の対象となる都道府県等の指定に係る基準等を定める件）に基づき総務大臣の定めるものについて」（令和7年6月24日付け総税市第70号。以下「総務大臣が定めるものに係る通知」という。）に定める様式により、翌年度の9月30日までに地方団体が管理するウェブサイトで公表するよう、募集適正基準（平成31年総務省告示第179号第2条をいう。）の改正を行っており、令和7年度の募集費用に係る公表は令和8年9月30日までにを行う必要があること。

イ 地場産品基準（平成31年総務省告示第179号第5条をいう。以下同じ。）第3号に適合するためには、返礼品等の製造を行う者により、当該返礼品等の価値の過半が区域内の工程で生じている旨の証明がなされとともに、当該証明の内容が総務大臣が定めるものに係る通知に定める様式により、地方団体が当該返礼品等を提供する旨を表示して寄附金の募集を開始する日までに、当該地方団体が管理するウェブサイトで公表されている必要があること。

なお、総務省において地方団体が提供しようとする返礼品等の基準適合性の確認を行うに当たって、必要に応じ、証明の内容の確認を行うことを予定していることから、令和8年指定対象期間の当初から、地場産品基準第3号に適合するものとして返礼品等を提供しようとする場合には、遅くとも指定申出時までに、返礼品等の製造を行う者による証明を取得する必要があること。

ウ 地場産品基準第5号に適合するためには、以下に該当する必要があること。

- (ア) 形状、名称、その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なもの
- (イ) 指定対象期間の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の9月30日までの間に、地方団体が広報の目的で自ら調達し、配布又は販売を行った実績（返礼品等の提供によるものを除く。）があるもの
- (ウ) 指定対象期間において、当該地方団体が広報の目的で自ら調達し、配布又は販売を行う計画（返礼品等の提供によるものを除く。）を定めているもの
- (エ) 指定対象期間において、返礼品等として提供する数量が(イ)の配布又

は販売を行った数量を超えないもの

(2) 企業版ふるさと納税

地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）については、地域産業を支える人材の育成をはじめ様々なプロジェクトに取り組む地方団体と、寄附を行う企業のパートナーシップを通じ、地方創生の実現を図ろうとするものであるが、令和7年度税制改正において、地域再生計画の認定が取り消される不適切事案が発生したことへの対応として、内閣府において制度改善策が講じられたところであり、各地方団体においては、寄附活用事業の適正な執行に留意しつつ、引き続き積極的な取組を進めていただきたいこと。

(3) 固定資産税

① 登記所等との連携

地方税法第382条に基づく登記所から市町村長への通知（以下「登記済通知」という。）及び登記済通知と併せて提供されている地図及び図面情報並びに同法第422条の3に基づく市町村長から登記所への通知（以下「評価額通知」という。）については、令和2年1月から、電子データのオンラインによる受渡しが可能となっており、市町村と管轄登記所との間で協議を行い、積極的にオンラインによる受渡しを行うよう努めていただきたいこと。

受渡し方法やデータ形式等の詳細及び留意事項については、「市町村長と登記所との間における地方税法に基づく通知のオンライン化等について」（平成31年4月26日付け総税固第31号総務省自治税務局固定資産税課長通知）、「市町村長と登記所との間における地方税法に基づく通知に係るオンライン化等に関する留意事項について」（令和元年12月27日付け総税固第48号総務省自治税務局固定資産税課長通知）等を参照いただきたいこと。

また、「税務システム標準仕様書【第5.0版】」（令和7年8月29日公表）において、登記済通知の電子データを固定資産税システムへ取り込める機能及び評価額通知による通知項目をCSV形式で出力する機能を【実装必須機能】として定めているため、登記済通知及び評価額通知の際には、これらの機能も利用されたいこと。加えて、令和8年4月から登記済通知に登記名義人からの申出に基づく検索用情報（生年月日、氏名の振り仮名等）が追加されることから、住民基本台帳ネットワークシステムを利用して、住所地が課税団体と異なる納税義務者のマイナンバーを取得する際には、これらの情報も活用されたいこと。

なお、市町村長から都道府県知事への固定資産評価額等の通知については、令和9年9月からeLTAXにより通知が可能となる予定であるため、活用されたいこと。

② 所有者不明土地等に係る固定資産課税台帳情報の提供

所有者不明土地対策等に資するため次に掲げる各個別法に基づく関係部局

からの情報提供の求めに応じて、地方団体の税務部局が固定資産課税台帳の一定の情報を関係部局に提供したとしても地方税法第22条の守秘義務に抵触しないものと解される旨について、これまで各個別法の改正等の際に通知しているところであり、各地方団体においては、引き続き適切に対応いただきたいこと。

ア 「森林法」（昭和26年法律第249号）第191条の2に基づく林務担当部局からの情報提供の求め（「固定資産課税台帳に記載されている森林の土地の所有者に関する情報の取り扱いについて」（平成24年3月26日付け総税固第14号総務省自治税務局固定資産税課長通知）、「固定資産課税台帳に記載されている森林の土地の所有者に関する情報の取扱いについて」（令和2年6月15日付け総税固第39号総務省自治税務局固定資産税課長通知））

イ 「農地法」（昭和27年法律第229号）第51条の2に基づく農業委員会等からの情報提供の求め（「固定資産課税台帳に記載されている農地に関する情報の取扱いについて」（平成26年3月31日付け総税固第23号総務省自治税務局固定資産税課長通知）、「固定資産課税台帳に記載されている農地に関する情報の取扱いについて」（令和5年3月24日付け総税固第19号総務省自治税務局固定資産税課長通知））

ウ 「空家等対策の推進に関する特別措置法」（平成26年法律第127号）第10条に基づく空家等担当部局からの情報提供の求め（「固定資産税の課税のために利用する目的で保有する空家等の所有者に関する情報の内部利用等について」（平成27年2月26日付け総税固第15号総務省自治税務局固定資産税課長通知））

エ 「都市再生特別措置法」（平成14年法律第22号）第109条の13又は第109条の21に基づく都市計画担当部局からの情報提供の求め（「固定資産税の課税のために利用する目的で保有する低未利用土地等の所有者に関する情報の内部利用等について」（平成30年7月13日付け総税固第54号総務省自治税務局固定資産税課長通知）、「固定資産税の課税のために利用する目的で保有する居住誘導区域等権利設定等促進事業区域内の土地等の所有者に関する情報の内部利用について」（令和2年9月7日付け総税固第53号総務省自治税務局固定資産税課長通知））

オ 「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」（平成30年法律第49号）第43条又は第44条に基づく所有者不明土地等担当部局又は登記官からの情報提供の求め（「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の施行に伴う固定資産税の課税のために利用する目的で保有する土地の所有者等に関する情報の取扱い等について」（平成30年11月15日付け総税固第73号総務省自治税務局固定資産税課長通知）、「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う固定資産税の課税のために利用する目的で保有する土地の所有

者等に関する情報の取扱い等について」（令和４年１１月１日付け総税固第７１号総務省自治税務局固定資産税課長通知））

カ 「表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律」（令和元年法律第１５号）第８条に基づく登記官からの情報提供の求め（「固定資産課税台帳に記載されている表題部所有者不明土地の所有者等に関する情報の取扱い等について」（令和元年１１月２２日付け総税固第３７号総務省自治税務局固定資産税課長通知））

キ 「国土調査法」（昭和２６年法律第１８０号）第３１条の２に基づく地籍調査部局からの情報提供の求め（「地籍調査における固定資産税の課税のために利用する目的で保有する所有者等関係情報の内部利用等について」（令和２年６月１５日付け総税固第４０号総務省自治税務局固定資産税課長通知））

ク 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」（令和３年法律第８４号）第７条又は第２２条に基づく内閣総理大臣からの情報提供の求め（「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律の施行に伴う固定資産課税台帳に関する情報の取扱い等について」（令和４年１２月２７日付け総税固第８１号総務省自治税務局固定資産税課長通知））

ケ 「不動産登記法」（平成１６年法律第１２３号）第１５１条に基づく登記官からの情報提供の求め（「登記官の職権による登記又は地図の作成のための固定資産課税台帳に関する情報の取扱い等について」（令和５年３月２２日付け総税固第２５号総務省自治税務局固定資産税課長通知））

コ 「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」（平成１２年法律第１４９号）第５条の２又は「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」（平成１４年法律第７８号）第４条の２に基づくマンション施策担当部局からの情報提供の求め（「老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う固定資産課税台帳に関する情報の取扱い等について」（令和７年１１月２８日付け総税固第１１４号総務省自治税務局固定資産税課長通知））

(4) 都市計画税の使途について

都市計画税は、「都市計画法」（昭和４３年法律第１００号）に基づいて行う都市計画事業等に要する費用に充てるために課される目的税であることから、その趣旨を踏まえ、対象事業に要する費用を賄うためその必要とされる範囲について検討を行い、適宜、税率の見直し等を含めた適切な対応を行う必要があること。

また、本税の目的税としての性格に鑑み、都市計画税収の都市計画事業費への充当について明示することにより、その使途を明確にすること。

(5) 消費税における適格請求書等保存方式への対応等

① 適格請求書等保存方式への対応

令和5年10月1日から開始された適格請求書等保存方式（インボイス制度）について、次の事項に留意いただきたいこと。

ア 地方公共団体の一般会計又は特別会計から仕入れを行った事業者が消費税の仕入税額控除を受けるためには、それぞれの会計が、税務署長から適格請求書発行事業者の登録を受け、仕入れを行った事業者に対して、適格請求書等を交付する必要があること。

この点、現時点で適格請求書発行事業者の登録を受けていない特別会計においては、その性質上、例外的にインボイス制度への対応を要しない会計もあり得るところであるが、新たに消費税の課税取引が生ずる場合等、今後、適格請求書発行事業者の登録を受ける必要が生じた際には、速やかにその登録申請を行うなど適切に対応いただきたいこと。

同様に、新たに特別会計を設置した場合には、設置日以後に登録申請を行うこととなるが、特別会計の設置日の属する課税期間の初日から登録を受けようとする旨を記載した登録申請書を、その課税期間の末日までに提出した場合、その課税期間の初日に登録を受けたものとみなされる特例が設けられていること。ただし、登録申請書を提出してから、登録通知を受けるまでは一定の期間を要することから、早期にインボイスを交付するためには、特別会計の設置日以後速やかに登録申請を行う必要があること。

なお、特別会計については、適格請求書発行事業者の登録の有無にかかわらず、消費税法上、基準期間における課税売上高が1千万円を超えるなど、一定の要件に該当する場合には申告・納付義務が生じるため、申告誤りや無申告のないよう適切に対応いただきたいこと。

また、デジタル庁において、政府機関・地方公共団体、民間事業者のバックオフィス業務のデジタル化を進めるため、国際的な標準仕様であるPeppol（ペポル）をベースとしたインボイス（Peppole-invoice）の普及・定着に向けた取組を行っていることから、地方公共団体においてもデジタルインボイスを積極的に導入いただきたいこと。

なお、現在、民間のサービスプロバイダーによりPeppole-invoice対応サービス・プロダクトが広く展開され、民間事業者等の間で利活用が進むとともに、政府調達においても、令和5年10月より、電子調達システム（GEPS）等によるPeppole-invoiceの受領が可能となっていること等も参考としていただきたいこと。

(注) 日本におけるPeppole-invoiceの標準仕様は、日本のPeppol Authority（管理局）であるデジタル庁が開発・公表している。

イ インボイス制度への事業者としての対応については、「地方公共団体におけるインボイス対応Q&A」（令和6年12月26日版）を参照いただきたい

いこと。

ウ インボイス制度について、国税局、税務署や地域の事業者団体等と連携した制度の周知・広報に協力いただくほか、各府省庁等が作成する広報素材（リーフレット等）を事業者が参集するイベントや地方団体の窓口等で配布したり、インボイス制度に関する周知を各地方団体の広報誌において行うなど、各地方団体において主体的に周知・広報を行っていただきたいこと。

その際、制度の内容に加え、制度対応に係る事業者向けの支援措置等についても、周知・広報いただきたいこと。

エ 令和８年度税制改正において、次のとおり、インボイス制度に係る経過措置の見直しがされる予定である。については以下の点にご留意の上、上記ウに対応いただきたいこと。

（ア） 個人事業者である適格請求書発行事業者の令和９年及び令和１０年に含まれる各課税期間（免税事業者が適格請求書発行事業者となったこと又は課税事業者選択届出書を提出したことにより事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる課税期間に限る。）については、納付税額を、その課税期間における売上げに係る消費税額の３割とすることができることとする。

（イ） 免税事業者等からの課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置について、本経過措置における控除可能割合を次に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ次に定める割合とする。

ａ 令和８年１０月１日から令和１０年９月３０日まで ７０％

ｂ 令和１０年１０月１日から令和１２年９月３０日まで ５０％

ｃ 令和１２年１０月１日から令和１３年９月３０日まで ３０％

あわせて、令和８年１０月１日以後に開始する課税期間について、一の免税事業者等からの課税仕入れの額の合計額がその年又はその事業年度で１億円（現行：１０億円）を超える場合には、その超えた部分の課税仕入れについて、本経過措置の適用を認めないこととする。

オ 新たに課税事業者となった事業者等からの申告や納税に関する各種相談については、相談機会の充実及び手法の多様化を推進するなど、積極的な相談対応について、国税庁、税務署に協力いただきたいこと。

また、消費税及び地方消費税の確定申告における国税庁、税務署への協力については、「消費税及び地方消費税の確定申告における期限内納付等に関する広報・周知について（依頼）」（令和５年１２月２７日付け総税都第６１号通知）も参照いただきたいこと。

② その他地方消費税に係る事項

ア 引上げ分に係る地方消費税収（市町村交付金を含む。）については、社会保障施策に要する経費に充てるものとすることが地方税法上明記されており、各地方団体においては、「引上げ分に係る地方消費税収の用途の明確化について」（平成２６年１月２４日付け総税都第２号総務省自治税務局都道

府県税課長通知)に基づき、予算書及び決算書の説明資料等において明示することにより議会に対しその用途を明らかにするとともに、住民に対しても周知することが適当であること。

イ 消費税・地方消費税の賦課徴収に係る地方団体の役割の拡大として、地方団体による消費税・地方消費税の申告書の收受や納税相談等を一層推進することとしているので配慮いただきたいこと。

(6) 地方たばこ税に係る対応について

① 加熱式たばこの課税方式の見直し

地方のたばこ税については、令和7年度税制改正において、加熱式たばこの課税方式の見直しが行われ、令和8年4月1日と同年10月1日の2段階で実施することとしていること。

② 屋外分煙施設等の整備の促進

屋外分煙施設等の整備の促進については、「健康増進法」(平成14年法律第103号)において望まない受動喫煙の防止に必要な環境の整備等が地方団体の努力義務とされていること及び令和8年度与党税制改正大綱を踏まえ、望まない受動喫煙対策の推進や今後の地方たばこ税の継続的かつ安定的な確保を図るため、駅前・商店街・公園等の場所における公共又は民間の屋外又は屋内の分煙施設の整備が考えられることから、屋外分煙施設等のより一層の整備を図るために、地方たばこ税の活用を含め、必要な予算措置を講ずるなど積極的に取り組んでいただきたいこと。

なお、地方団体が行う一定の屋外分煙施設の整備に要する経費及び民間事業者等が行う一定の屋外分煙施設の整備に対する助成に要する経費について特別交付税措置を講じており、これも踏まえ、積極的に整備に取り組んでいただきたいこと。

(7) 入湯税の用途について

入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興(観光施設の整備を含む。)に要する費用に充てる目的税であることから、その趣旨を踏まえ、入湯税収の具体的事業費への充当について予算書、決算書の事項別明細書あるいは説明資料等において明示することにより、その用途を明確にすること。

(8) 森林環境税・森林環境譲与税

森林環境税は、市町村から都道府県を経由して国に払い込まれるが、市町村から都道府県への払込額について誤りがあったことから、払込事務など個人住民税均等割とは異なる事務となるものも含め、正確かつ確実な事務執行を行っていただきたいこと。

また、今後とも、森林環境税に対する国民の理解を深めていくことが重要であ

ることを踏まえ、森林整備や木材利用等に一層有効に活用するとともに、その使途に関する事項について、インターネットの利用その他適切な方法により公表すること。

令和7年11月5日に会計検査院から公表された令和6年度決算検査報告の中で、「未執行額が生じた場合には、執行計画を策定して使途と併せて公表することを奨励する取組をより一層推進する」、「譲与税の使途の公表が適時適切に行われ、納税者にとって分かりやすく、譲与税に対する理解がより深まるものになるように（中略）公表様式例の活用を促す」旨の所見が示された。

これらの所見に対しては、既に、令和6年9月30日発出の事務連絡「森林環境譲与税の使途の公表について」により、各地方団体において対応を進めていただいているが、今般の検査報告を踏まえ、改めて当該事務連絡を確認し、森林環境譲与税を活用した事業の実績や効果について公表するとともに、基金へ積み立てる場合等についても、その実施計画を公表するなど、住民に対する説明を十分に行っていただきたいこと。

(9) 法定外税

法定外税の創設に関する留意事項等については、「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項等について」（平成15年11月11日付け総税企第179号総務省自治税務局長通知）及び「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に係る特定納税義務者に対する意見聴取について」（平成16年5月19日付け総税企第73号総務省自治税務局企画課長通知）で通知しているところであり、各地方団体においては、引き続き適切に対応いただきたいこと。

法定外税の創設にあたっては、地方団体において、税に対する信頼を確保するよう十分な検討が行われることが重要であり、特に、法定外税の目的、対象等からみて、税を手段とすることがふさわしいものであるか、税以外により適切な手段がないか、公平・中立・簡素などの税の原則に反するものでないかという点について検討すること。例えば、近年導入が増えている宿泊税などについて、一部の区域又は課税対象に対して地方税法第6条第1項に規定する課税免除を行う場合には、課税を不相当とする「公益上その他の事由」が必要であり、そのような事由がない限り、同一の課税客体（物、行為等）に対しては公平に課税すること。そのほか、徴収方法や課税を行う期間等について、十分な検討を行うこと。

また、都道府県と当該都道府県内の市町村が同一又は類似の法定外税の導入を検討する場合には、制度の分かりやすさや納税者・特別徴収義務者の事務負担の観点などから、税率や課税免除の要件、徴収方法などについて両者の間で調和の取れた制度となるよう配慮いただきたいこと。

全体的事項

(10) 地方税の電子化等

地方税の手続については、情報通信技術の進展を踏まえ、納税者の利便性向上、官民双方のコスト削減及び公平かつ適正な課税の実現を図る観点から、以下のよう
に、セキュリティを確保しつつ、簡素化、オンライン化、ワンストップ化の取
組を進めることが重要であること。

- ① 地方税共同機構が管理するe L T A Xについては、多くの納税企業等の端末
や地方団体のシステムと接続されることから、障害等の防止に万全を期す必要
があり、各地方団体においても自らの基幹税務システム等の情報セキュリティ
対策に遺漏がないようにするとともに、正確かつ安全なデータを送受信する必
要があることに留意すること。

また、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラ
イン」（令和7年3月28日改定）において、e L T A Xについては、必要な
セキュリティ対策を講じた上で、L G W A Nを経由してマイナンバー利用事務
系と双方向でのデータの移送を可能とする旨明記されていることから、税務事
務の効率化の観点から、同ガイドラインに記載されたセキュリティ対策を講じ
た上で、各地方団体の基幹税務システム等とe L T A Xとの双方向のデータ移
送に積極的に取り組んでいただきたいこと。

さらに、情報システム機器の廃棄等については、機器内部の記憶装置からの
情報漏えいのリスクを軽減する観点から、情報を復元困難な状態にする措置を
徹底する必要があることから、「情報システム機器の廃棄等時におけるセキュ
リティの確保について」（令和2年5月22日付け総行情第77号総務省自治
行政局地域情報政策室長通知）を踏まえ、適切に対応すること。

- ② e L T A Xを通じた申告・申請等手続については、地方法人二税や固定資産
税（償却資産）、事業所税の申告、個人住民税の給与支払報告書の提出など、
主として法人が行う手続を中心として、順次、対象手続が拡大された。令和
7年12月に、個人住民税の申告の手続についても対象に加えられたことによ
り、地方税法令に基づく申告・申請等手続について、基本的に全て電子的に行
うことが可能となった。地方団体におかれては、電子申告等を活用した業務の
効率化を進めるとともに、e L T A Xの更なる活用に向けて、法人、個人事業
主及び税理士会（各支部を含む。）等への積極的な周知と利用の促進に取り組
んでいただきたいこと。

なお、令和9年より、給与支払報告書の電子的提出義務化の対象が源泉徴収
票30枚以上に引き下げられること、また、⑨のとおり、給与等の支払をする
者が、市町村長に給与支払報告書を提出した場合には税務署長に給与所得等の
源泉徴収票を提出したものとみなされることを踏まえ、より一層、e L T A X
の利用による給与支払報告書の電子的提出の推進に取り組んでいただきたい
こと。

- ③ 地方税のキャッシュレス納付の普及拡大は、納税者の利便性向上や社会全体のコスト縮減に資するものである。

令和6年5月30日には、国税庁、全国知事会、全国市長会、全国町村会、地方税共同機構、金融業界団体等と共同で「国税・地方税キャッシュレス納付推進全国宣言」を行い、国税・地方税におけるキャッシュレス納付の一層の普及に向け、共同で推進していくこととしており、これに合わせ、次の取組を進めていただきたいこと。

ア 法人二税及び個人住民税（給与所得及び退職所得に係る特別徴収分）については、eLTAXダイレクト納付の利用促進に取り組むこと。

また、各地方団体においては、職員に係る源泉所得税及び個人住民税（給与所得及び退職所得に係る特別徴収分）の納付について、eTax及びeLTAXを利用することにより会計担当課等や指定金融機関における事務の効率化に繋がることから、給与担当課と連携し、積極的な利用に取り組んでいただきたいこと。

イ 地方税統一QRコード（以下「eL-QR」という。）の活用については、納税者はもとより、地方団体や金融機関にとってもメリットが大きいものであることから、「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」（2022年12月21日デジタル臨時行政調査会）において「令和5年度から地方税統一QRコード印字を必須としている4税（固定資産税、自動車税等）に加えて、その他の地方税（確定税額通知分）の納付書についても、令和6年度から原則当該QRコードを印字する」と示されていることを踏まえ、確定税額の格納が可能である各種税目の納付書には、原則eL-QRの印字を行っていただきたいこと。その際、「確定税額通知分」として、随時課税分、督促分等が含まれることにご留意いただきたいこと。

具体的には、個人住民税（普通徴収）・国民健康保険税は、多くの団体で対応が進んでおり、未対応の団体は早期にeL-QRの活用を検討いただきたいこと。

また、現在未対応の市町村が多い個人住民税（給与所得及び退職所得に係る特別徴収分）の督促分、法人市町村民税・事業所税の督促分等についても、積極的な検討をお願いしたいこと。

さらに、eL-QRの印字においては、基幹システムの開発事業者とも調整の上、格納値は適切な設定・確認を徹底するとともに、エラー発生時の対応を含め、「地方税統一QRコード（eL-QR）の取扱いに関する手引（1.0版）」（令和7年3月地方税統一QRコードの活用に係る検討会）を参照いただき、適切な取扱いに努めること。

加えて、従来からの口座振替の活用促進についても取り組むこと。

（※）「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標である。

ウ こうした取組に当たっては、都道府県、市区町村、税務署、金融機関、税理士会や青色申告会等の関係民間団体等が連携して取組を進めることが有

効と考えられるため、これらの組織が参画した各都道府県単位での協議体の設置など連携体制の整備を併せて進めること。

- ④ 地方税関係通知については、令和7年度税制改正において、固定資産税、都市計画税、自動車税及び軽自動車税の納税通知書（課税明細書、更正決定通知書及び税額変更通知書を含む。）及び納付書等のこれに附随する通知について、納税者からの求めに応じて、地方団体がeLTAXを経由して電子的に副本を送付することを可能とすることとしている。法人に対して送達する納税通知書等については令和9年4月1日以後に送達するものから、個人に対して送達する納税通知書等については令和10年4月1日以後に送達するものから、それぞれ適用することとしており、各地方団体においては、ご留意いただきたいこと。

なお、上記に要する基幹税務システムの改修経費については、デジタル活用推進事業債の対象となることから、各地方団体においては遺漏なきよう対応いただきたいこと。

また、課税明細書等について、eLTAX経由での送付が導入されるまでの間、書面による通知と合わせて、容易に判読可能なデータ形式での提供を納税者から求められた場合には、各地方団体においては、当該データを提供することについて、引き続き、積極的に検討いただきたいこと。

- ⑤ 国税・地方税当局間の情報連携については、順次その範囲を拡大してきたところ、eLTAX次期更改（令和8年9月予定）に合わせ、書面申告分も含めた申告書等、所得税や法人税関係データの連携拡充や、個人住民税・固定資産税・自動車税・軽自動車税・滞納情報に関するオンラインでの照会等を令和8年9月以降段階的に実装することとしている。各地方団体においては、今後、地方税共同機構から公開される見積参考資料等を参考に、必要なシステム改修等の対応をいただきたいこと。

なお、上記に要する基幹税務システムの改修経費については、令和8年度において普通交付税措置を講ずることとしていること。

また、今般の拡充により、ほぼ全ての所得税・法人税関係情報が国税当局からeLTAXを通じて連携されることとなる。各地方団体においては、事務負担軽減に資するものであることから、これらの機能の活用について、積極的に検討いただきたいこと。

- ⑥ 地方団体の情報システムの標準化については、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」（令和3年法律第40号）及び「地方公共団体情報システム標準化基本方針」（令和6年12月24日閣議決定）に基づき、住民記録、地方税、福祉など、地方団体の主要な20業務を処理するシステム（基幹業務システム）の標準仕様を関係府省において作成した上で、各事業者が、標準仕様に準拠して開発したシステムをガバメントクラウド上に構築し、令和7年度末までに各地方団体が当該システムに移行することを目標とすることとされているため、各地方団体においては、円滑かつ安全な移行

作業を進めていただきたいこと。令和8年度以降の移行とならざるを得ないことが具体化したシステムについては、「特定移行支援システム」として概ね5年以内に移行できるよう国として積極的に支援することとされていること。

基幹税務システム（対象税目等は、個人住民税（森林環境税を含む。）、法人住民税、固定資産税（都市計画税を含む。）、軽自動車税及びこれらに係る収滞納管理）については、「税務システム標準仕様書【第5.0版】」を令和7年8月29日に公表したところである。なお、毎年の税制改正の内容等を本仕様書に反映させることは、「政策上必要と判断される」（「標準仕様書の改定・運用に関する基本的な考え方」（令和5年10月27日デジタル庁））ことから、令和8年度税制改正等の内容を反映した【第5.1版】を令和8年2月に公表予定としていることから、留意すること。

- ⑦ 給与所得に係る特別徴収税額通知（特別徴収義務者用・納税義務者用）の電子的通知については、特別徴収義務者が申出をしたときは、全て電子で通知（税額変更通知の場合も含む）するよう対応いただきたいこと。

また、特別徴収税額通知書に記載する受給者番号について、特別徴収義務者における税務事務の負担軽減に資するよう、給与支払報告書に記載された受給者番号と完全に一致するよう徹底いただきたいこと。

あわせて、電子的通知を希望する特別徴収義務者への特別徴収事務に関する書類の送付については、真に必要なものに限定する等、事務の見直しを行っていただきたいこと。

特別徴収義務者がeLTAXによる電子的納付を活用いただくことで、地方団体における納付書の送付事務が省略できる等、事務の更なる効率化に資することから、積極的に活用いただくよう勧奨いただきたいこと。

各地方団体においては、さらなる普及に向けて周知広報等の取組を行っていただくとともに、特別徴収義務者として給与システム等の改修の準備を進めるなど、積極的に電子的通知に係る体制を整えていただきたいこと。

- ⑧ 市町村から国税当局に送信される扶養是正情報等のデータ送信は、地方団体及び国税当局の双方の税務行政の効率化を図る観点から重要な取組であることから、書面により提供を行っている市町村は、eLTAXを利用した扶養是正情報等のデータ送信を早急に開始するよう積極的に取り組んでいただきたいこと。

- ⑨ 令和5年度税制改正において、国税の源泉徴収票の提出方法の見直しが行われ、令和9年1月1日以降に提出すべき給与所得及び公的年金等の源泉徴収票について、給与等の支払をする者が、市町村長に給与支払報告書等を提出した場合には、税務署長に給与所得等の源泉徴収票を提出したものとみなすこととされていること。

詳細について、国税庁との調整結果（国税へのデータ連携の仕組み及び連携スケジュール等）は別途、情報提供を予定していること。

- ⑩ e L T A X次期更改（令和8年9月予定）に合わせて、⑤の国税・地方税情報連携拡充のほか、サービス提供時間の拡大等による納税者等の利便性の向上や地方団体の事務負担の軽減に向けた機能改善を行うこととしている。令和7年5月に地方税共同機構から提示された見積参考資料（1. 2版）に基づき、地方団体においても必要なシステム改修等の準備を進めていただきたいこと。

なお、各地方団体の基幹税務システムに係る運用経費等については、令和8年度において普通交付税措置を講ずることとしていること。

また、地方税共同機構の負担金については、同機構が地方税務手続の全国統一的なデジタル化に果たす役割が拡大していることから、各地方団体において、必要な予算措置を講じていただきたいこと。

なお、地方税共同機構の負担金に要する経費についても、令和8年度において普通交付税措置を講ずることとしていること。

- ⑪ 地方団体における手続上の書式・様式に関し、特に、経済活動に影響するものであって、一事業者が複数地方団体との間で申請等の手続を行うもの等については、事業者の負担を踏まえた改善方策が検討され、「規制改革実施計画」（平成30年6月15日閣議決定）において、事業者の負担を軽減するための方策が示されていること。

特に、財産調査で用いる金融機関照会様式、給与等照会様式及び競争入札参加資格申請用の納税証明書の交付申請様式については、全国地方税務協議会（現：地方税共同機構）において統一様式が取りまとめられており、このうち、各種照会様式については「税務システム標準仕様書【第5. 0版】」にも定められているところであるため、これら統一様式の使用について、積極的に取り組んでいただきたいこと。

- ⑫ 行政機関と金融機関間で行う預貯金等の照会・回答については、原則書面で行われており、双方において大きな業務負担となっていること。これを受け、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和6年6月21日閣議決定）においては、「行政機関は、積極的にデジタル化を先導し、金融機関はシステムの整備計画等を踏まえながら、段階的にデジタル化を推進することで、更に技術的・実務的な検討を協働して進め、書面を前提とした照会・回答内容や業務フローを見直し、金融機関の負担軽減及び行政機関による迅速かつ適正な行政事務の遂行を図る」こととされている。各地方団体においては、地方税関係の照会・回答が多くを占めている現状を踏まえ、金融機関との間の預貯金等照会・回答業務のデジタル化について、積極的に検討いただきたいこと。

(11) 地方税分野におけるマイナンバーの利用等

- ① 個人住民税におけるマイナンバーの紐付け・副本登録の徹底

令和6年度与党税制改正大綱を踏まえ、令和7年9月に実施したフォローア

ツッ調査結果では、令和6年8月に実施した同調査と比較して、住民登録外課税者について、全てマイナンバー紐付けの対象としている自治体や、住基ネット照会等により特定できた者をマイナンバー紐付けの対象としている自治体が増加したこと。

しかしながら、住民登録外課税者について、一律でマイナンバー紐付けの対象外としている団体や、給与支払報告書等にマイナンバーの記載がある者のみをマイナンバー紐付けの対象としているものの給与支払報告書等の不備に対し補正を求めている団体が一部存在しており、このような対応は、「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン【第2.0版】」（令和6年5月22日付けデジタル庁発）の内容に即した対応とは言い難いため、住民登録外課税者について、マイナンバーと課税情報を適切かつ速やかに紐付け、自治体中間サーバーに特定個人情報の副本データベースを登録することや、特別徴収義務者等に対して、給与支払報告書等の提出時にマイナンバーを確実に記載するよう働きかけを行うことなど、「個人住民税の住民登録外課税者に係る課税情報とマイナンバーとの紐付け及び副本登録の徹底について」（令和6年3月25日付け総税市第29号自治税務局長通知）の趣旨を踏まえ、早急に対応していただきたいこと。

なお、各市区町村の紐付け及び副本登録の実施状況については、今後もフォローアップを予定していること。

② 個人住民税における扶養控除等を公正に適用するための新たな情報連携の仕組み

令和8年6月以降、個人住民税において扶養控除等を公正に適用するための新たな情報連携の仕組みが実装されることから、被扶養者のマイナンバーを把握し、被扶養者の情報を自治体中間サーバーに10月頃を目途に副本登録するとともに、二重扶養の発生を防ぐためにこの仕組みを積極的に活用いただきたいこと。

なお、現行、自治体中間サーバーに副本登録する被扶養者の情報には、特別控除対象配偶者の該当の有無が含まれていないため、令和9年6月以降に実装されるデータ標準レイアウトを改版予定であること。

③ 個人住民税以外の地方税分野におけるマイナンバーの利用等

課税情報や納税義務者等の情報とマイナンバーとの紐付けは、地方税の適正な課税に資するものであることから、各地方団体においては、事業者等の協力も得ながら納税義務者等のマイナンバーを把握した上、課税情報等との積極的な紐付けを進めていただきたいこと。

特に、固定資産課税台帳とマイナンバーの紐付けに関しては、納税義務者の死亡の事実を適時に把握することが、固定資産税の適正な課税のために重要であることから、積極的に進めていただきたいこと。

具体的には、住民基本台帳との連携を図るとともに、住所地が課税団体と異なる納税義務者については、マイナンバーを用いて住民基本台帳ネットワーク

により照会を行うことで、死亡の事実を適時に把握することが可能であるので、適切に活用されたいこと。なお、詳細については、「固定資産課税台帳とマイナンバーとの紐付けの推進について」（令和４年９月２７日付け総税固第５７号総務省自治税務局固定資産税課長通知）、「固定資産課税台帳とマイナンバーの紐付けのための手順例について」（令和６年４月１日付け総税固第２７号総務省自治税務局固定資産税課長通知）及び「固定資産課税台帳とマイナンバーとの紐付け状況に関する調査結果及び取組事例について」（令和７年３月１９日付け総税固第１５号総務省自治税務局固定資産税課長通知）において周知しているところであること。

④ マイナンバー情報連携の更なる活用

「会計検査院法」（昭和２７年法律第７３号）第３０条の２の規定に基づく報告書「マイナンバー制度における地方公共団体による情報照会の実施状況について」（令和６年５月１５日）を受けて発出された「地方税に関する事務におけるマイナンバー情報連携の更なる活用について」（令和７年１月３１日付け総税企第２７号、総税都第８号、総税市第５号、総税固第４号総務省自治税務局企画課長、都道府県税課長、市町村税課長、固定資産税課長通知）で周知のとおり、マイナンバー情報連携が可能な事務手続については、マイナンバー情報連携を活用した事務処理を改めて検討いただきたいこと。特に、個人住民税の配偶者控除等、自動車税・軽自動車税の障害者減免に係る事務、地方税の還付に係る事務については、積極的に活用いただきたいこと。

また、デジタル庁より発出の「会計検査院の報告を踏まえたマイナンバー情報連携実態調査（報告書）」（令和７年１月１７日）も参照されたいこと。

⑤ 入力業務等の委託

地方税分野におけるマイナンバーの利用に際しては、一部の地方団体からマイナンバーを含む課税情報のデータ入力業務を委託された事業者が、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成２５年法律第２７号）に違反して、当該業務を無断で再委託していた事案が発生したことを踏まえ、マイナンバーを含む課税情報のデータ入力業務を委託する場合には、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）」（平成２６年特定個人情報保護委員会告示第６号）の内容に留意し、ア 委託先において、作業場所や人員等に関して、地方団体が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられているか、あらかじめ確認する。

イ 委託契約の締結にあたっては、許諾なき再委託の禁止や委託先に対する実地調査を行うことができる規定等を盛り込む。

ウ 委託先における特定個人情報の取扱状況を把握するため、定期的な実地調査や作業状況の報告聴取等を実施するなど、委託先に対する必要かつ適切な監督を徹底していただきたいこと。

(12) 公平かつ適正な税務執行

地方団体の歳入を確保するとともに、地方税に対する納税者の信頼を確保するため、事務処理体制の整備を図り、課税客体、課税標準等を的確に把握し、課税誤りが生ずることのないようにするほか、納期内納付の推進や着実な滞納整理を図るなど、地方税法等の規定に基づき、適正かつ公平な税務執行に努めていただきたいこと。

このうち収納・徴収に関する取組については、民間事業者への業務委託、徴収事務の共同処理などの取組のほか、近年、地方税共通納税システムを通じた電子納付の推進が図られ、令和5年4月からはほぼ全ての地方団体においてe L-Q Rを活用した納付が可能となるなど、納税者の利便性の向上が図られている。これらの取組は地方団体における徴収率の向上にも寄与するものと考えられ、一層の取組を促進する必要があること。

(13) 徴収対策

悪質な滞納者に対しては厳正に対処する必要がある一方で、地方税法では、滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるときは、その執行を停止することができることとされていることを踏まえ、各地方団体においては、滞納者の個別・具体的な実情を十分に把握した上で、適正な執行に努めていただきたいこと。特に、財産調査や搜索等の実施に当たっては、これらを行う場所や物の状況等に応じ、滞納者等のプライバシーの保護に十分配慮して適切に実施すること。

また、納税相談等の地方税に関する各種相談については、相談機会の充実及び手法の多様化を推進していただきたいこと。

なお、犯罪被害者等への対応に当たっては、「犯罪被害者等基本法」（平成16年法律第161号）の趣旨や「犯罪被害者等の保護・支援に係る地方税における適切な対応について」（令和5年6月14日付け自治税務局企画課事務連絡）を踏まえ、犯罪被害者等の事情に十分配慮し、丁寧かつ適切な対応をいただきたいこと。

(14) 外国人労働者への賦課徴収

秩序ある共生社会の実現に向けて、令和7年11月4日に「外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議」が開催され、今後「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」の改訂が予定されているところであるが、外国人労働者について、適切な納税が行われるよう、管内の事業者に対して、従業員からの特別徴収の適切な実施、出国する納税義務者に支払われるべき給与から未納税額を一括徴収する制度及び納税義務者の納税に関する一切の事項を処理する納税管理人制度について、より一層の周知を図っていただきたいこと。

また、外国人労働者の転入等の手続の機会に、これらの制度も含め、円滑な納税に資する情報提供に取り組んでいただきたいこと。総務省としても、外国人労働者

働者及び外国人労働者を雇用する特別徴収義務者に個人住民税や特別徴収等の制度内容をより一層理解していただくため、当該制度内容を記載した広報素材を提供しているので、各地方団体において、積極的に広報に取り組んでいただきたいこと。

なお、令和9年3月以降、マイナンバー情報連携を通じて、出入国在留管理庁から出入国関係情報等の提供が開始され、徴収事務の更なる円滑化に資することから、各地方団体においては、積極的に活用いただきたいこと。

(15) 減免措置の適切な運用

地方税の減免措置については、地方税法の規定に基づき、条例の定めるところによって行うことができるが、各地方団体にあつては、当該措置が特別な事由がある場合に限った税負担の軽減であることを踏まえ、適正かつ公平な運用に十分配慮していただきたいこと。

(16) 災害対応

近年、大規模な災害が相次いで発生しているところであるが、今後とも、災害が発生した場合には、被害の実態を踏まえて、地方税に係る申告等の期限の延長、徴収猶予及び減免の措置について、迅速かつ適切な対応を図るよう努めていただきたいこと。

(17) 税務行政における個人情報の取扱い・DV被害者保護

税務行政においては、個人情報の誤った取扱いにより、納税者に損害や不利益を与えることがないように、地方税の賦課徴収に関する個人情報の取扱いに万全を期していただきたいこと。その際には、納税者の住所や家族等に関する情報など、当該団体内の他の部署が主として取得・保有し、税務当局においても活用している情報についても、その取扱いに万全を期していただくとともに、「ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための適正な事務執行の徹底について（周知）」（令和元年6月27日付け自治税務局企画課事務連絡）を踏まえ、適正な事務執行を行っていただきたいこと。

(18) 租税教育

租税の役割や納税の意義等について児童・生徒や地域住民の理解を深めるための租税教育については、関係機関との連携や地域の実情に応じた独自の取組等、引き続き、その充実に向けた取組を推進していただきたいこと。

(19) 人材育成・徴収事務の共同処理

税務行政の現場では複雑かつ困難な事案が増加する一方、地方団体の税務職員数は減少傾向にあるが、信頼性の高い地方税務行政には、高度な専門的知識や

豊富な経験を有する職員の育成・確保が必要不可欠であることから、自治大学の税務専門課程の活用等による研修機会の積極的な確保や適切な人事行政を通じ、専門性の高い人材の育成・確保のための工夫が求められること。

また、広域連合や一部事務組合等の仕組みを活用した広域的な連携により徴収事務を共同処理すること等も併せて検討することが求められること。

(20) 地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業

総務省と地方公共団体金融機構との共同事業として、地方団体の状況や要請に応じてアドバイザーを派遣する「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」について、令和7年7月から、支援分野に「地方税務行政のDX等（課税事務の効率化、徴収事務の効率化）」を追加したところである。

本事業は、税務行政に知見を有するアドバイザーから各団体の実情に即した助言や情報提供を得ることで、信頼性の高い税務行政の実現に資するものであり、アドバイザーの派遣経費は地方公共団体金融機構が負担するため、地方団体の予算措置を要しないものである。各地方団体におかれては、本事業を積極的に活用いただきたいこと。